

産業廃棄物処理施設 維持管理情報の公表

平成 23 年 3 月
福岡市環境局 産業廃棄物指導課

平成 23 年 4 月 1 日から、産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場、石綿熔融施設、PCB 等処理施設）の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を、インターネットの利用（インターネットでの公表が困難な場合は、CD-ROMの配布、紙媒体の記録の閲覧等の方法）により公表しなければなりません。

なお、維持管理情報の公表期間は、「公表の時期」にそれぞれ掲げる日から 3 年間です。

根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 3 第 2 項

同法施行規則第 12 条の 7 の 2 各号（公表事項）及び第 12 条の 7 の 3 各号（公表時期）

安定型最終処分場：9 項目

公表する項目		公表の時期
1	維持管理に関する計画	常時
2	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
3	擁壁等の定期的な点検と措置に関する事項	(1)点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2)措置を講じた日の属する月の翌月の末日
4	残余の埋立容量に関する事項（1 年に 1 回以上）	(1)測定を行った年月日 (2)測定の結果 測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
5	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視により行った検査（展開検査）に関する事項	(1)翌月の末日 (2)付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
6	浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された地下水の水質検査に関する事項 ・埋立処分開始前の、地下水等検査項目についての測定 ・埋立処分開始後、地下水等検査項目についての測定（1 年に 1 回以上）	(1)水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 (2)水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 (3)水質検査の結果の得られた年月日 (4)水質検査の結果 水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

<p>7 採取設備により採取された浸透水の水質検査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水等検査項目（1年に1回以上） ・生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量（1月に1回以上。埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回以上） 		
<p>8 水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する事項</p>	<p>(1)措置を講じた年月日 (2)措置の内容</p>	<p>措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>9 次に掲げる場合、最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査の結果、地下水等検査項目の基準に適合していないとき ・水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が1リットルにつき40ミリグラムを超えているとき 		

※平成10年6月17日より前に設置の許可を受け、同日以後変更許可を受けたことがないものについては、今後変更許可を受けるまでの間に限り「1 維持管理に関する計画」の公表が免除されます。（平成22年改正法附則第4条第3項）